

令和8年第2回定例会議案説明資料

- 1 議案第81号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
について P.3

- 2 議案第82号 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正について P.7

1 議案第81号 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案書23～54ページ

1 改正の趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）（以下「改正法」という。）」の一部施行及び「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（以下「こども性暴力防止法」という。）」の施行に伴い、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等について、所要の改正を行う。

2 改正する条例

- (1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- (8) 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

3 改正内容

- (1) 地域限定保育士制度の一般制度化

改正法による地域限定保育士制度の一般制度化（※）に伴い、児童福祉施設等に配置する保育士の定義に、地域限定保育士を含める規定に改正する。

※地域限定保育士制度の一般制度化

地域限定保育士制度は、保育士の不足が生じるおそれが特に大きいと国が認定した地域において実施した地域限定保育士試験に合格し、登録した者が、その都道府県知事が管轄する区域内に限り保育士として勤務することができる制度。従来、国家戦略特別区域でのみ実施が認められていた制度が廃止され、都道府県や指定都市において実施することが認められるようになった。

(2) 保育士とみなせる職種の拡充

保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児などの多様なニーズを抱えたこどもについて、保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理担当職員等の専門職を保育士とみなすことができるとする規定を設ける。

(3) こども性暴力防止法への対応

こども性暴力防止法の施行に伴い、学校設置者等（※）に対し、児童対象性暴力等の防止やその行為が行われた場合の児童の適切な保護のため、雇用する職員に対する犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないとする規定を設ける。

※ 条例改正に係る「学校設置者等」

認定こども園、児童相談所、児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、乳児等通園支援事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(4) 主務保育教諭等の規定の整備及び認定こども園の学級編成基準の引下げ

ア 主務保育教諭等の規定の整備

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）等において、主務保育教諭等の職が位置づけられたことを踏まえ、所要の改正を行う。

イ 認定こども園の学級編成基準の引下げ

特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあることから、より一層、幼児の一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備として、認定こども園において、満3歳以上の学級編成基準を1学級35人から30人に引き下げる国の基準と同様の規定に改正する。

なお、国が令和14年3月31日までの経過措置を設けていることから、本条例も同様とする。

(5) 職員配置基準に係る経過措置の終期

保育所等について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね15人につき1人以上の職員を置くこととされているところ、これまで当分の間、20人につき1人以上の職員を置くことができるとされていた経過措置について、その終期を令和9年度末までとする府令等の改正が行われたことを踏まえ、所要の改正を行う。

4 施行期日

公布の日。ただし、3（3）の改正については、令和8年12月25日から施行する。

5 改正内容に係る対象施設及び対象事業（一覧表）

改正内容 条例	(1) 地域限定保育士制度の一般制度化	(2) 保育士とみなせる職種の拡充	(3) こども性暴力防止法への対応	(4) ア 主務保育教諭等の規定 イ 認定こども園の学級編成基準の引下げ	(5) 職員配置基準に係る経過措置の終期
(1) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉施設		
(2) 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害児通所支援事業（児童発達支援や放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）		指定障害児通所支援事業（児童発達支援や放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）		
(3) 千葉市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害児入所施設等		指定障害児入所施設等		
(4) 千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園	ア・イ 幼保連携型認定こども園	
(5) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	小規模保育事業（C型除く。）、事業所内保育事業	小規模保育事業（C型除く。）、事業所内保育事業	小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業		
(6) 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	子どもルーム、アフタースクール				
(7) 千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園	幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園	幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園	ア 幼稚園型認定こども園 イ 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園	
(8) 千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	一時保護施設				
(9) 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	乳児等通園支援事業		乳児等通園支援事業		
(10) 千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例					保育所、認定こども園、小規模保育事業

2 議案第82号 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案書55～77ページ

1 改正の趣旨

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）（以下「改正法」という。）」の一部施行に伴い、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」、及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の改正が行われたため、所要の改正を行う。

2 改正する条例

- (1) 千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

3 改正内容

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の運営等に関する基準の規定の整備
改正法の一部施行に伴い、従来の0歳から2歳までの児童を対象としていた小規模保育事業の他に、満3歳以上の児童のみを対象とする小規模保育事業が創設されたことから、その設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) その他所要の規定の整備

4 施行期日

公布の日